

別表

補助の対象経費及び補助率

事業の区分	対象経費	補助率及び補助金上限額	備考
(1) 日本語学校に在籍する留学生を対象とした事業	①学費	1/3(ただし、留学生1人200,000円を上限とする。)	(ア)1年を超えた修学期間に係る経費については、補助の対象外とする。
	②居住費などの生活費(※1)	1/3(ただし、留学生1人120,000円を上限とする。)	(イ)留学生1人あたり、修学期間中左欄の上限額を超えて補助金を受けることはできない。
(2) 介護福祉士養成施設に在籍する留学生を対象とした事業	①学費	1/3(ただし、留学生1人200,000円を上限とする。)	(ア) 介護福祉士養成施設の正規の修学期間を超えた修学に係る経費については、補助の対象外とする。ただし、病気等の理由で正規の修学期間を超えた場合など、知事が真にやむを得ないと認めた場合の修学期間に係る経費については、補助の対象とする。
	②入学準備金	1/3(ただし、留学生1人66,000円を上限とする。)	
	③就職準備金	1/3(ただし、留学生1人66,000円を上限とする。)	
	④国家試験受験対策費用	1/3(ただし、留学生1人13,000円を上限とする。)	
	⑤居住費などの生活費(※1)	1/3(ただし、留学生1人120,000円を上限とする。)	

(※1) 民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱費等日常生活上で継続的に発生する経費をいう。